

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

26年度「国民年金保険料免除の申請」は7月1日から受付開始します!!

免除期間は、平成26年7月から27年6月までの1年間です。

前年度に全額免除・若年者納付猶予を承認されて継続となった方は、引き続き継続の審査がなされます。ただし、所得により全額免除・若年者納付猶予に該当しなくなったときはあらたに申請が必要です。(失業などの事由の場合や、一部納付は毎年の申請が必要です。)

■持参するもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・印鑑
- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し等(失業等の事由の場合)

■免除となる所得(収入)のめやす

	単身世帯	2人世帯(夫婦のみ)	4人世帯(夫婦・子2人、いずれも16歳未満)
全額免除	57万円(122万円)	92万円(157万円)	162万円(257万円)
4分の3免除	93万円(158万円)	142万円(229万円)	230万円(354万円)
半額免除	141万円(227万円)	195万円(304万円)	282万円(420万円)
4分の1免除	189万円(296万円)	247万円(376万円)	335万円(486万円)

※所得は本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当していることが必要です。

※社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでもめやすです。

■保険料(月額)

全額免除		0円
4分の3免除		4分の1納付
		3,810円
半額免除		半額納付
		7,630円
4分の1免除	4分の3納付	
		11,440円
全額納付		15,250円

※承認を受けても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いとなってしまいますのでご注意ください。 【お問合せ】住民・環境部門 担当：石戸

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成26年7月31日が有効期限ですが、平成25年中の所得状況などにより、平成26年度も引き続き認定される方には、新しい認定証(有効期限は平成27年7月31日まで)が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成26年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、担当窓口で手続きをしてください。

○平成26年度の保険料が決まりました

保険料額決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

■保険料の決まり方(年額)

〔被保険者全員が納める額〕

〔所得に応じて納める額〕

均等割

+

所得割額

= 青森県の保険料

(40,514円)

(基礎控除後の所得×所得割率(7.41%))

(限度額57万円)

○保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

○保険料の減免などについて

天災その他特別な事情で、医療機関などの窓口負担や、保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免などを受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

【お問合せ】税務・国保部門 担当：大畑